

十時を過ぎた頃から、話は雑談に入った。読書好きの子供だった總統は、百科全書が欲しくてたまらず、学校の遠足で台北に行くことになった時、父親にねだったのだそうである。父親から「家になんなお金はない。」と断わられた登輝少年。それでも喜び勇んで遠足に出かけたが、あいにく雨になった。車の中に座っている登輝少年のところに車窓をたたく手が見えた。父親だ。百科全書の本代を、わざわざ渡しに来てくれたのである。どうしてあんなに欲しかったのか？總統は、「百科全書には人体説明図があつて、女性の裸体が載っていたから。」と告白。敏生は大きくうなずいた。自分にも覚えがあつたのである。總統官邸には七時半から十時半まで、実に一六〇分近くもお邪魔したことになる。ゴルフのお招きまでいただいた。

輝やかしい戦績

初心を貫徹する。それが敏生のやり方。敏生の役割は弁護士社会化。鳴かず飛ばすの台北弁護士会は、過去の面目を一新して、積極的に社会に働きかける組織に生まれ変わっていた。

軍法派はしかし、敏生のやり方に我慢がならなかった。文連団の主張は叛乱行為、と彼らには映ったようだ。十大憲政改革は、李總統の評価を受けたが、軍法派は告発の機会を伺っていた。

最初に火の手を上げたのは劉正寛弁護士。彼は敏生を頭とする台北弁護士会の理事、監事など四十

一名を叛乱罪の疑いで台湾高等法院に訴えた。

告発の内容は次のとおり。

林敏生らは民国七十九年（一九九〇年）六月二十二日、台湾国際特許法律事務所九階の私的会議室で秘密集会を開き、いわゆる「十項目の憲政改革要求」を任意に採択した。同要求の第九項、「台湾と大陸の国土分裂の現実を認めるべきだ」とする一文は、明らかに動員戦乱時期人民国体法第二条の規定に違反する。また、被告黄昭元、范光群、顧立雄の三名は、「憲政改革要求」を共同執筆。同じく「国土分裂の事実を正視する」ことを主張している。被告たちは、叛乱取締条例第二条の「不当に国土を占拠」した罪と、第七条の「叛乱者を利する宣伝」を行った罪を犯した。

この種の叛乱案件は一九四九年以降、確かに、かなりの長い期間にわたって威力を発揮した。靈驗あらたかなこの「死刑のおまじない」に取り憑かれたものは、名誉も地位も失い、甚だしきは一家離散の憂き目を見た。

一九九一年正月一日、高等檢察署の判断が示された。

被告らの行為は、憲政改革に対する政治的主張に属するものであり、「不当に国土を占拠する」というには当たらない。彼らの行為は憲政改革に対する要求に限定されており、企てもしくは陰謀の段階に達しているとは言いがたい。被告らの発表した「十項目の憲政改革の要求」および「憲政改革の要求」は憲政改革に対する政治主張に限定されているから、「叛乱者を利する宣伝」にも当らず、被告らの嫌疑は立証できない。よって刑事訴訟法第二五二条第十項にもとづき、不起訴処分とする。この不起訴処分については、政治的には保守的な立場を持ってきた『連合報』も、詳細な報道を行っている。結論の中で、「台北弁護士会は、これまでも文連団と軍法派という二大陣営に分裂していたが、昨年

の役員改選で文連団が優勢を占めるようになってから、双方の対立がいちだんと表面化してきた。」と述べている。

「政治主張」は当然のことながら、ある考え方の表明であり、「国土を不法に占拠」したり、陰謀を企てたりすることとは明白に区別されるものだが、かつてはこの種の言語道断な決めつけが無限の威力を発揮した。不起訴処分がすんなり出てくるところに敏生は、時代の流れ、民主化の進展を感じるのであった。

昨年四月に就任してからわずか九ヶ月、この間、敏生は法曹界の精鋭を結集して、いくつもの戦役を勝ち抜いてきた。総統にも会った。叛乱罪告発の勲章ももらった。浮き沈みはあったが、全身全霊を傾けた彼には、輝かしい戦績が残された。

裁判官の評定というもう一つの「快拳」は、黄国鐘弁護士が強力に推進している。敏生も、裁判官に点数を付けることが司法界に及ぼす心理的な影響に注目しはじめていた。

司法官僚のピラミッドのもとで、裁判官の異動は、試験の成績と判決実績を基準として、院長や庭長が点数を付けている。院長や庭長は裁判はやらないが、裁判官を評価する権力を握っているのである。問題はこの評価に不合理な点が露呈しているという事実。敏生は、裁判官の評価をめぐる弁護士の役割について、真剣に考えるようになった。裁判官を最もよく知る者は弁護士、という思いがあったからである。

第一段階として、台北弁護士会では毎月、最高院、地方院の裁判官に対してランク付けを行うことになった。将来的には、弁護士の評定が裁判官異動の根拠の一つになることを期待して。

台北弁護士会は、台湾高等法院、板橋地方法院および士林院の法官（検察官を含まず）二五〇名に

対し、評定作業を開始した。「会員平等」の原則にもとづき、会員すべてに評定の権利を与えた。彼ら弁護士「主観を集めて」、客観的一般的な評価を引き出そうという試みである。優秀な者はこれによって励まされ、劣る者は自戒する。

五月、政府は廖偉程、陳正然、王秀惠、林銀福などを叛乱罪の疑いで逮捕した。これがきっかけとなって、刑法百条を廃止して基本的人権と言論の自由をかち取ろう、「思想犯」を廃止して白色テロを根絶しようという議論が盛んになった。「知識界反政治迫害連盟」の発動した「五二〇」デモ行進には、敏生も弁護士界を率いて街頭デモに参加し、三キロの行程をねり歩いた。台湾史上最大の抗議行動と称されたこのデモには、多くの団体が加わったが、整然とした隊列は、各界の好評を得た。一九八七年の戒厳令解除後、島内民主の盛り上がりは一触即発の状況。街頭の抗議行動は、政府、警察との間で僅差の接近ゲームを繰り返していた。しかしそれも三、四年たつて、互いに慣れて来たというのか、ゲームにもルールができて、従来のような摩擦は影をひそめた。李総統が少し前に行った「動員戦乱時期」終結の宣言も、今回の大型デモも、台湾の民意の展開と民主的な資質の向上を示す典型的な例である。

五二〇反政治迫害民主デモの余勢を受けて、刑法百条の修正・廃止をめぐる議論が各界で高まった。九月下旬、立法院の会期前、刑法百条の廃止を主張する知識人によって「一〇〇行動連盟」が発足。立法院、法務部、国民党中央党部に請願を行った。林山田、李鎮源を主導者とする同連盟は、請願に対する回答がなければ国慶節当日に、閱兵阻止の実力行使に訴えたと声明を出している。

九月二十八日、総統府秘書長の蔣彦士が、一〇〇連盟代表を招いて意思の疎通をはかり、翌二十九日には李総統が朝野人士十一名を官邸に呼んで政局を論じ、調整による衝突の回避を求めた。最終的

には李元簇副総統が、行政院長、国民党中央委員会秘書長、総統府秘書長、法務部長と合議。行政院の主導で超党派の研究チームを組織し、刑法百条と百一条の修正・廃止問題を検討することで、話がついた。

ちょうどこの頃、台北弁護士会も、刑法内乱罪の修廃をめぐる論議について、次のような声明を出している。

一、現行の普通内乱罪の条文を削除する。実行、着手および準備の処罰規定を含む現行暴動内乱罪は継続する。

二、武力内乱罪の処罰規定を増設する。即ち、武力を以て内乱行為を実行、準備する者を処罰する。

三、刑法第百条と第百一条を合わせて、「国体の破壊、国土の占拠、または非合法的手段により、国憲の変更または政府転覆を企て、暴力または武力を以って実行に着手した者は、終身刑または七年以上の懲役に処する。首謀者は死刑または終身刑に処する。前項の準備を為した者は、一年以上七年以下の懲役に処する」とする。

弁護士会声明では後文でまず、統一・独立のこだわりを棄てて、対立をなくし、双方が集会、結社して自己の意見を述べられる環境を作ることが、論争の前提である、と訴えている。

弁護士会声明の意見が新聞に掲載されてまもなく、敏生は李総統の女婿である政治大学頼国洲教授の電話を受けた。李総統が賛意を示しているという。「弁護士会版」修廃意見で、林山田教授を説得できないか、という打診であった。最上層からの思いがけぬ突然の指示を受け、長男志剛と早速、林山田教授の住所を調べ、当夜、訪問した。

林山田教授は熱血漢。敏生は宗教家のようなその精神に感服したが、林教授はきっぱりと、すべて

の妥協を斥けた。

週末、敏生夫妻は淡水ゴルフ場。これからコースへ出ようとしたとき、前方に恰幅のよい姿が見えた。李総統その人だった。まわりの大官が息をひそめる中、憂愁の表情をにじませた総統は、「あの件はどうだった？」と御下問。敏生は「彼は宗教家のような人。私の手には負えません。」と正直に答えた。「政治は宗教とは違うんだ。現実を見なければ。彼のやり方では軍の反発を受ける。そうやってしまったら、收拾が難しくなる。」李総統はこう一言。敏生と言葉を交わしながら、スタートのところまで歩いていかれた。九ホールを打ち終わってまた行き合う。三〇分近くもお話をした。

あれは一九九一年の十月、国慶節の数日前。李総統は権力闘争の渦中にあり、大局をいまだ掌握できずにいたのである。

李総統のあの厳しい憂慮の姿に、敏生は初めて「国の上に立つものの苦悩」を感じ、同情に堪えなかった。

一九九二年正月二十七日、台北弁護士会は『自立報』との共催で「帰郷権問題」に関する公聴会を開いた。場所は台大校友会館。進行役は敏生と人権保護委员会主任委員の高瑞錚。参加者は、ブラックリストに載っている王康陸、何康美、羅清芬、立法委員の陳水扁、黄主文、澄社社長瞿海源、国大代表の蔡式淵、蔡明憲、翁金珠、内政部出入国管理局の劉蓬春副局长、弁護士の李勝雄、李伸一、文化活動家楊文全および中興大学法科の劉幸義教授。

参加者は代わるがわる自身の体験を語り、その立場と見方を述べた。学生の政治恐怖症、職業学生
の密告、ブラックリストの八割が博士か修士であること、ブラックリストの製造者国家安全局、「帰郷権」の憲法による保障、……等々、活発な発言が相次いだ。

裁判官の評定にも成果が現われた。台北弁護士会が一年あまりの歳月と、度重なるコンピュータを繰り返し返して推進してきた評価統計が、一九九一年から本格的にスタート。四月二十三日には結果が公表された。七十四名の弁護士が参加し、「無分母方式」で算出された北区最高法院、地方院および板橋、士林の両分院二百五十名を対象とする統計結果は、林勤綱を始めとする五十名の優良裁判官を選び出した。

林敏生はこう語る。「トップからドン尻まで、裁判官の序列が明確にリストアップされた。黄国鐘弁護士がアメリカのシステムを紹介してくれたが、私は、TIPLOのコンピュータでこれを具体化した。尻の五十名は、弁護士界でつとにうわさのあった人たちばかり。しかし、われわれの目的は奨励であって、摘発ではないから、彼らの名簿は発表しない。」

優良裁判官の名簿が発表されると、立法委員で東門扶輪社の社員でもある国会議員陳水扁が、監察院の黃尊秋院長を尋ね、林敏生、李慶雄、蔡墩銘らと協力して、全国十大優良法官の選出を行っては、と提言。黄院長も名簿、特にラスト五十名の名簿に興味を示し、弾劾を要する可能性もあるとして、全名簿の提示を求めてきた。しかし敏生は、「私の握っている名簿は、コンピュータを通じて、弁護士たちの意見をまとめたもの。主観的な要素が含まれているから、参考にはなっても、証拠にはならない。また私には免責権もないから、残念ながら提示する訳にはいかない。裁判官の評価が知りたかったら、監察院独自におやりになればどうですか？ 弁護士会も協力しますよ。」と答えている。

全国十大優良法官選出のために敏生は、地区法官評定を行い、北区優良裁判官七十名および検察官五十名を発表。彼と弁護士会で裁判官五名と検察官三名を推薦。同八名は全員選出された。華隆事件で名を馳せた許阿桂検察官も、選ばれている。

陳履安が監察院長に就任した時も、敏生は陳水扁に呼ばれて院長と会談。監察院に、評定活動の継続を要請した。

陳履安は理工出身。敏生の提出した資料を見て、その科学的な評価方式を賞賛した。敏生は、「不良裁判官ワースト五〇の中には、賄賂や汚職の風評がある者もいる。監察院でおやりになるときは、技術を提供して、協力致します。」と述べている。

しかし何の理由かは知らないが、なかなかの人物と見たこの陳院長が、いつまでたっても裁判官評定に着手してくれない。敏生は、「裁判官と弁護士自律性を高めるためにも、こういう活動は継続してやらなければならぬ。もつと多くの弁護士が参加してくれば、さらに公平をはかれるのに。」としきりに残念がる。

六月、民進党の中央部秘書長陳師孟教授から電話を、さらに少したつて民進党主席許信良氏の手紙を受け取った。

事情はこうである。与党国民党を事あるごとに「汚職党」「賄賂党」と呼んできた民進党内部に、立法委員候補者の指名にからんで賄賂が使われた。正義連線国大代表蔡明華弁護士提出の「証拠のテープ」がもとで、美麗島系の候補者、林文郎、徐明德、趙綉娃、葉耀鵬、張俊雄の五人が検挙されたのである。

民進党中央常務委員会ではこれを受け、法学者二名と台北弁護士会推薦の弁護士三名を招請し、調査チームを作ること決定、百萬元の予算を計上した。

秘書長からの電話も、主席からの手紙も、つまり調査チーム結成に手を貸してほしい、というものであった。

事は民進党の名誉に関わること、これをわざわざ台北弁護士会に頼んできたのは、ここ二年來の活動で信頼を得ていたためであろう。敏生は理事会にはかった。

「政治に関わる問題だから、まずここにいる皆さんの政治的背景をはっきりさせておきたい。」と敏生が言うと、一人一人、理事が自分の属する党派を明らかにした。敏生は自身の無党無派に、この時ほど誇りを感じたことはない。会議で発言力を持つのは中立的立場のものだけだ。

公平中立をはかるため理事会では、比較的党派色の少ない戴森雄、林世華、張天欽を選出。台大法律研究所の蔡墩銘、黃宗樂両教授とともに、五人の調査チームが結成された。

半月間九回に及ぶ会議と南部現地調査。調査チームは最終的に、多数決方式で調査結果をとりまとめた。民進党中央常務委員会から発表された調査報告書は次のとおり。「民進党中央常務委員林文郎および前財務長徐明德は、賄賂の手段により党代表に対し、指名選挙での便宜を頼んだ。両名の立法委員選挙出馬資格は、取り消されるべし。趙綉娃、葉耀鵬および張俊雄の三名については、賄賂の事実を立証できず。」

八月、かつては対立していた謝聰明が敏生に、「彭明敏教授が帰国後の初講演を台湾大学でやりたいと熱望しているが、本人は適当なルートがなく悩んでいる。何か良い方法はないだろうか？」と聞いてきた。敏生は笑って、「台大法学基金会董事長林敏生宛で手紙を出すよう、彭教授に伝えて下さい。」と答え、この件は敏生が処理することになった。

八月、米西海岸から彭教授の手紙が届いた。

「林敏生董事長殿。一別以来数十年、事業に成功され、また社会活動にも熱心に参加されておられるとのこと、伝え聞き、敬服に堪えません。台大法学基金会は法学レベルの向上、民主自由の確立に

益多く、皆様方の御貢献と御尽力に対し、慎んで敬意を表します。私は十一月初めに帰国の運びとなりました。国を去って二十数年。さまざまな制限を受けて参りましたが、故国の民主自由に寄せる思いは、一時たりとも絶えることなく、その切実さは、人後に落ちぬつもりです。帰国のことが決まって、各方面から次々と講演の依頼を受けましたが、私にとっては何と言いましても、台湾大学が最も懐かしく思われます。かつて私は、そこで学び、研究し、教え、著作をし、社会に対して関心を向けました。私の生涯で最も大切な時期を過したと言えます。よって今回の帰国に当り、最初の講演は、是非とも台大で行いたく、貴会に御願ひ申し上げる次第です。御尽力いただければ幸いです。」敏生はさっそく董事会を招集。その結果、一名の董事が沈黙した以外、彭明敏の講演は好意的に迎えられ、彭教授の帰国最初の願ひは、かなえられることになった。

十一月初め、台大法学院の講堂は満席。「如何にして二十一世紀を迎えるか」をテーマとした彭教授の講演は、満場喝采のうちに無事終了した。

一九九二年末の選挙戦には彭教授も各地を応援に駆けまわった。結果は野党民進党の大躍進。立法院の議席は、過去最高の五十一議席を獲得。

選挙後、敏生は米銀行の会長をやっている呉礼培氏から電話を受けた。彼は彭教授につきそい、帰国団を引き連れて台湾に来ていたが、彭教授台湾滞在中、生活面での御世話をよろしく頼むという内容だった。

彭教授は敏生夫人の遠い親戚でもある。一九八四年の結婚式にも出席してもらったし、台大法科の謝恩会で野球談義に花を咲かせたことも、忘れがたい思い出だ。「台湾自救宣言」により逮捕、投獄。海外に亡命したのは敏生夫妻の結婚式からわずか五ヶ月後のことだった。

彭教授とその門下生謝聰敏、魏延朝は三十年も前に「一つの中国、一つの台湾」を認識せよと台湾人に呼びかけ、「大陸反攻」の神話を喝破し、蒋介石政権に立ち向かった。彼らが当時主張していた総統直接選挙、集会・結社・言論の自由、特務機関の廃止、軍縮、基本的人権の保障、司法権の独立などはすべて、後の台湾朝野勢力がめざすべき努力目標となった。

敏生は彭教授の気概と知恵と勇氣に深く敬服。彼こそ台湾の先覚者だと思っている。

淡水ゴルフ場そばの別荘の内装が完了した。彭教授は、オレゴンの寓居に風景が似ていると、この環境を気に入った様子。敏生の懇ろな誘いを受けて、彭教授はここを台湾での住居と定めた。

彭教授がここで鋭気を養い、台湾の前途に思いを馳せる。これ以上の光栄はないと敏生夫妻は感じている。

全連会戦役

司法院院長がハーバード大学の教授を招いて開かれた晩餐会に、敏生は台大基金会董事長の身分で出席した。席上、林洋港院長が、ある話題の中で突然、「弁護士会は司法院に面倒ばかりかける。」といった言葉を耳にした敏生。心中穏やかならず、「院長。おほめの言葉ありがとうございます。われわれ在野の法曹は監督が義務。監督するというのはつまり、面倒をかけることですから、そうおっし